

# 増加費用保険

## 保険事故に関する Q&A

日本貿易保険  
作成日 2026 年 5 月

- 本書は増加費用保険における保険金請求について、Q&A 形式にまとめたものです。
- 増加費用保険は、貿易一般保険包括保険（鋼材）において全ての保険契約に付帯されており、貿易一般保険（個別）・貿易一般保険包括保険（企業総合）・簡易通知型包括保険においてはオプションとして付帯されているものとなります。

本書は保険契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約内容は、約款（特約を締結する場合は当該特約を含みます。）、運用規程その他の規程によって定められます。これらの規程の詳細は、NEXI HP (<https://www.nexi.go.jp/regulation/>) よりご確認ください。

## 目次

1. 増加費用保険の保険事故について.....	4
Q1-① 増加費用保険では、どのような場合にカバーの対象となりますか？ .....	4
Q1-② 事故認定にあたり、てん補対象となる非常事由のうち「輸送の途絶」については、どのようにその事実を確認しますか？ .....	4
Q1-③ 「航海・航路の変更」とは、どのような場合を指しますか？ .....	4
Q1-④ 「輸送費用」とは、どのような費用をいいますか？ .....	5
2. 免責となる場合について.....	5
Q2-① 非常事由が発生している状況下で、新たに締結した輸出契約等に関する輸送費用についても、増加費用保険のカバーの対象となりますか？ .....	5
3. 保険金請求の手続きについて.....	5
Q3-① 保険金請求には、どのような手続きが必要ですか？ .....	5
Q3-② 事故発生日・事故確定日は、いつですか？ .....	6
Q3-③ 複数の保険証券において、増加費用保険の事故が発生している場合、必要書類はどのように提出すればよいですか？ .....	6
4. 保険金の算定方法について .....	7
Q4-① 支払保険金額は、どのように算定されますか？ .....	7
Q4-② 負担した輸送費用の増加額が外貨建ての場合、支払保険金額の算定において、いつの時点のレートが適用されますか？ .....	7
5. 事例について.....	7
Q5-① 【輸出契約等に費用負担に係る取り決めがある場合】 輸出契約において、輸送費用は相手方が負担することが定められている場合、カバーの対象外となりますか？ .....	7
Q5-② 【船積期日を延期した場合】 非常事由の発生により、船積期日を延期したことで、日本国内で倉庫保管料や輸送費用、保管貨物について火災・盗難保険料が追加で発生しました。このような費用もカバーの対象となりますか？ .....	8
Q5-③ 【第三国で貨物を一時保管する場合】 当初は日本から仕向国へ直接輸送する予定でしたが、非常事由の発生により、当該仕向国での貨物受入れが困難となり、第三国で保管することになりました。このような場合、第三国で要した保管費用や運送費用についても、カバーの対象となりますか？ .....	8

- Q5-④ 【陸路のみ変更した場合】 非常事由の発生により、仕向国内の引渡地を変更したことで、同国内の陸路に変更が生じました。船積港及び仕向港に変更はないものの、当該陸路の変更により増加した輸送費用もカバーの対象となりますか？... 8
- Q5-⑤ 【新たな関税及び通関費用が発生した場合】 非常事由の発生により、当初予定していなかった第三国を経由することとなり、新たに関税及び通関費用が発生しました。このような費用もカバーの対象となりますか？ ..... 9
- Q5-⑥ 【燃料サーチャージが発生した場合】 非常事由の影響を受けて、燃料サーチャージが発生した場合は、カバーの対象となりますか？ ..... 9
- Q5-⑦ 【見積りが増額した場合】 船会社へ支払う運賃については、見積りに基づき輸出契約を締結していました。その後、非常事由の発生により、船積期日を延期したことから、当該見積りの有効期限が切れてしまい、当初の見積りから増額となりました。このような場合も、カバーの対象となりますか？ ..... 9
- Q5-⑧ 【海外子会社が輸送手配を行っている場合】 被保険者が輸出契約を締結していますが、その輸送手配については、海外子会社に対応しており、当該子会社名義で船会社等と契約を締結しています。このような場合も、カバーの対象となりますか？ ..... 10
- Q5-⑨ 【航海・航路の変更に係る手配等を契約相手方が行った場合】 非常事由の発生により、仕向港の変更が発生し、輸出契約の相手方が新たな船会社の手配を行いました。契約相手方が立て替えた費用について、その後の交渉により、被保険者が負担することとなったケースについても、カバーの対象となりますか？ ..... 10
- Q5-⑩ 【輸出契約等が解除された場合】 増加費用保険で求償を検討していましたが、その後貨物の引渡しが目途がたたず、輸出契約上のフォース・マジュール条項に基づき、契約解除となりました。そのため、貨物の転売や廃棄処分を検討していますが、増加費用保険以外のでん補危険として、保険金の請求は可能ですか？ また、転売や廃棄処分に要した費用についても、カバーの対象となりますか？ ..... 10

## 1. 増加費用保険の保険事故について

Q1-① 増加費用保険では、どのような場合にカバーの対象となりますか？

- A. ①非常事由により、予定していた②航海・航路の変更が生じて、当該変更による③輸送費用の増加額を新たに負担した場合がカバーの対象となります。お支払いする保険金の算定方法については、「4. 保険金の算定方法について」をご参照ください。なお、増加費用保険は、最終的に輸出契約等の相手方へ貨物を引渡すことができた場合に限り、保険金をお支払いすることが可能です。契約相手方へ貨物を引渡すことができなかった場合（船積みを断念し貨物を処分する場合や第三者へ転売する場合）は、本保険のカバーの対象外となりますので、ご了承ください。

Q1-② 事故認定にあたり、カバーの対象となる非常事由のうち「輸送の途絶」については、どのようにその事実を確認しますか？

- A. 予定していた輸送ルートが途絶しているかについて、主要な船会社の運航状況等を確認の上、事故認定いたします。なお、輸送の途絶が保険責任開始日以降に発生していることが必要です。事由の発生日については、案件ごとに船会社から発行された航行中止レターの発行日等を勘案し、判断いたします。

Q1-③ 「航海・航路の変更」とは、どのような場合を指しますか？

- A. 以下のいずれかに該当する場合を指します。
- ① 出発地及び到着地の一方又は双方に変更があった場合
  - ② 出発地及び到着地に変更はないものの、途中の地点に変更があった場合
  - ③ 船積期日が延期された場合
  - ④ 到着地までの輸送に当初予定していた以上の日数を要した場合

Q1-④ 「輸送費用」とは、どのような費用をいいますか？

- A. 輸送に不可欠な費用であって、以下のいずれかに該当するものを指します。なお、日本国内で発生した費用も、カバーの対象となります。
- ① 運賃（他の船舶への積み替え費用を含む）
  - ② 保険料
  - ③ 輸出貨物等の保管に要する費用
  - ④ 船舶の停泊料
  - ⑤ 輸送に係る契約の解除に伴う賠償金又は違約金

## 2. 免責となる場合について

Q2-① 非常事由が発生している状況下で、新たに締結した輸出契約等に関する輸送費用についても、増加費用保険のカバーの対象となりますか？

- A. 非常事由が保険責任開始日以降に発生していることが必要です。保険責任の開始前に発生した非常事由による輸送費用の増加額はカバーの対象とはなりませんので、ご了承ください。免責となるケースについては、約款及び重要事項説明書をご確認ください。

## 3. 保険金請求の手続きについて

Q3-① 保険金請求には、どのような手続きが必要ですか？

- A. [こちら（保険種共通）](#)からフォーマットをダウンロードいただき、以下の手順でお手続きをお願いいたします。
- ① 損失発生通知書の提出（事故確定日から 45 日以内）
  - ② 保険金請求書の提出（事故確定日から 9 か月以内）
- なお、②保険金請求書のご提出においては、下表の書類も併せて提出いただくことが必要となりますので、ご了承ください。

提出書類	備考
損失計算書	保険金請求書記載の運賃、保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額について記載のこと
増加費用の支払を確認できる書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等
保険事故を確認できる書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）
輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式の B/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L 表面に加え、裏面の写し

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することが可能です。

### Q3-② 事故発生日・事故確定日は、いつですか？

- A. 「事故発生日」及び「事故確定日」は、てん補危険やてん補事由により異なります。増加費用保険では、「事故発生日」は非常事由が発生した日、「事故確定日」は被保険者が輸送費用の増加額を負担した日（船会社等へ支払いを行った日）となります。なお、1つの保険証券において、支払いが複数回発生する場合は、最後に支払いを行った日を事故確定日とすることが可能です。

### Q3-③ 複数の保険証券において、増加費用保険の事故が発生している場合、必要書類はどのように提出すればよいですか？

- A. 複数の保険証券で保険事故が発生している場合は、保険証券ごとに対象となる損失額を算出したうえで、Q3-①の①損失発生通知書・②保険金請求書をご提出ください。

(それぞれ「別紙」に請求対象とする保険証券番号及び保険証券ごとの損失額・保険金請求額を記入の上、ご提出ください。)

#### 4. 保険金の算定方法について

Q4-① 支払保険金額は、どのように算定されますか？

- A. 「(被保険者が負担した輸送費用の額 - てん補事由が生じなかった場合に被保険者が負担すべきであった輸送費用の額) × てん補率 95%」 と保険証券に記載の保険金額のいずれか小さい金額が、お支払いする保険金の額となります。ただし、損失防止軽減義務の履行により取得した金額がある場合等、上記の算定方法と異なる場合がありますので、ご了承ください。

Q4-② 負担した輸送費用の増加額が外貨建ての場合、支払保険金額の算定において、いつの時点のレートが適用されますか？

- A. 保険種ごとに以下のとおりです。  
貿易一般保険（個別）・貿易一般保険包括保険（企業総合）：輸出契約等の締結日  
貿易一般保険包括保険（鋼材）：保険申込日  
簡易通知型包括保険：船積確定通知を行う場合は船積日の属する月の1日、確定前通知を行う場合は輸出契約等の締結日

#### 5. 事例について

Q5-① 【輸出契約等に費用負担に係る取り決めがある場合】  
輸出契約において、輸送費用は相手方が負担することが定められている場合、カバーの対象外となりますか？

- A. 輸出契約等の取り決めにかかわらず、輸送費用の増加額をどちらが負担するかについて、契約相手方と交渉の上で、被保険者が負担せざるを得なかった場合に、カバーの対象となります。保険金請求いただく際に、当該交渉の経緯等をご説明いただく必要がありますので、ご了承ください。なお、契約相手方が被保険者の子会社等の場合で

あって、貨物の船積時までにはエンドユーザーが確定している場合は、親子間だけでなく、子会社とエンドユーザーの間で費用負担について交渉をいただく必要があります。

**Q5-② 【船積期日を延期した場合】**

非常事由の発生により、船積期日を延期したことで、日本国内で倉庫保管料や輸送費用、保管貨物について火災・盗難保険料が追加で発生しました。このような費用もカバーの対象となりますか？

- A. 追加費用が日本国内・国外いずれで発生したかにかかわらず、その他のてん補要件を満たしている場合、カバーの対象となります。火災・盗難保険料については、当該保険契約の内容を確認させていただき、商慣習上、輸送に不可欠な費用であると認められる場合に、カバーの対象となります。

**Q5-③ 【第三国で貨物を一時保管する場合】**

当初は日本から仕向国へ直接輸送する予定でしたが、非常事由の発生により、当該仕向国での貨物受入れが困難となり、第三国で保管することになりました。このような場合、第三国で要した保管費用や運送費用についても、カバーの対象となりますか？

- A. 第三国を経由した場合は、「出発地及び到着地に変更はないものの、途中の地点に変更があった場合」として、「航海・航路の変更」に該当し、当該第三国における保管費用や運送費用もカバーの対象となります。ただし、Q1-①に記載のとおり、最終的に輸出契約等の相手方へ貨物を引渡すことが必要となりますので、ご了承ください。

**Q5-④ 【陸路のみ変更した場合】**

非常事由の発生により、仕向国内の引渡地を変更したことで、同国内の陸路に変更が生じました。船積港及び仕向港に変更はないものの、当該陸路の変更により増加した輸送費用もカバーの対象となりますか？

- A. 出発地及び海路に変更がない場合であっても、到着地が変更された場合は、「出発地及び到着地の一方又は双方に変更があった場合」として、「航海・航路の変更」に該当

し、それに伴う陸路の輸送費用の増加額について、カバーの対象となります。

**Q5-⑤ 【新たな関税及び通関費用が発生した場合】**

非常事由の発生により、当初予定していなかった第三国を経由することとなり、新たに関税及び通関費用が発生しました。このような費用もカバーの対象となりますか？

- A. 通関費用については「運賃」としてカバーの対象となります。一方、関税はカバーの対象外となります。

**Q5-⑥ 【燃料サーチャージが発生した場合】**

非常事由の影響を受けて、燃料サーチャージが発生した場合は、カバーの対象となりますか？

- A. Q1-①に記載のとおり、増加費用保険は、非常事由により予定していた航海・航路の変更が生じて、当該変更による輸送費用の増加額を新たに負担した場合がカバーの対象となります。したがって、燃料サーチャージについては、一般に、燃料価格の変動等を踏まえて船会社が設定する料金であり、通常は、非常事由による航海・航路の変更に伴って新たに発生した費用と認められずカバーの対象外と考えられます。実際の請求内容においては、燃料サーチャージ部分を他の運賃等と区分して確認することが難しい場合もありますので、そのような場合には、ご提出いただく資料等を踏まえ、個別に確認させていただきます。

**Q5-⑦ 【見積りが増額した場合】**

船会社へ支払う運賃については、見積りに基づき輸出契約を締結していました。その後、非常事由の発生により、船積期日を延期したことから、当該見積りの有効期限が切れてしまい、当初の見積りから増額となりました。このような場合も、カバーの対象となりますか？

- A. 船会社との契約に基づく確定した運賃に限らず、見積りからの増額部分についても、その他のてん補要件を満たしている場合は、カバーの対象となります。但し、燃料サーチャージであることが確認できる場合の取扱いについては Q5-⑥をご参照ください。

**Q5-⑧ 【海外子会社が輸送手配を行っている場合】**

被保険者が輸出契約を締結していますが、その輸送手配については、海外子会社に対応しており、当該子会社名義で船会社等と契約を締結しています。このような場合も、カバーの対象となりますか？

- A. 海外子会社が輸送手配を行い、費用を負担する場合であっても、最終的に被保険者が輸送費用の増加額を負担する場合は、カバーの対象となります。ただし、子会社を介して輸送手配を行っている理由及び被保険者が最終的に費用を負担することとなった理由に合理性が認められる場合に限り、ご了承ください。

**Q5-⑨ 【航海・航路の変更に係る手配等を契約相手方が行った場合】**

非常事由の発生により、仕向港の変更が発生し、輸出契約の相手方が新たな船会社の手配を行いました。契約相手方が立て替えた費用について、その後の交渉により、被保険者が負担することとなったケースについても、カバーの対象となりますか？

- A. 被保険者が新たな輸送手配を行っていない場合であっても、その他のてん補要件を満たしている場合であって、交渉の結果、被保険者が負担した輸送費用の増加額はカバーの対象となります。なお、契約相手方が手配した輸送費用について被保険者が負担することとなった理由に合理性が認められる場合に限り、ご了承ください。

**Q5-⑩ 【輸出契約等が解除された場合】**

増加費用保険で求償を検討していましたが、その後貨物の引渡しの目途がたたず、輸出契約上のフォース・マジュール条項に基づき、契約解除となりました。そのため、貨物の転売や廃棄処分を検討していますが、増加費用保険以外のてん補危険として、保険金の請求は可能ですか？また、転売や廃棄処分に要した費用についても、カバーの対象となりますか？

- A. 最終的に船積みを断念した場合は輸出不能事故（船前事故）、一度船積みしたもののシッパックや第三国での保管等を行った場合は代金回収不能事故（船後事故）として、保険金請求が可能な場合がありますので、ご相談ください。  
船前事故・船後事故の区分については、輸出契約等のインコタームズや決済条件にかかわらず、船積みを実施したかどうかを基準となります。

また、貨物の処分（転売・廃棄）に要した費用については、事故確定日以降に発生したものであれば、当該処分により取得した金額を上限として、カバーの対象とすることが可能です。

なお、事故発生日や事故確定日より前に輸出契約等を解除された場合、保険金をお支払いできない可能性がありますので、解除前に必ずご相談ください。

船前事故・船後事故の事故発生日及び事故確定日は、てん補事由により異なりますので、個別にお問い合わせください。